

# 諸外国における温暖化対策のための国内制度の検討状況

(民生部門、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素関連)

## 国内制度小委員会第2回会合(平成13年4月12日)資料

1. 諸外国の民生部門における主な推進メカニズム.....	1
1-1. 英国.....	1
1-2. フランス.....	2
1-3. ドイツ.....	2
1-4. オランダ.....	2
1-5. デンマーク.....	3
2. 諸外国の農業部門・廃棄物部門における主な推進メカニズム.....	4
2-1. 英国.....	4
2-2. フランス.....	4
2-3. オランダ.....	4
2-4. デンマーク.....	5

# 1. 諸外国の民生部門における主な推進メカニズム

## 1-1. 英国

### ビル・住宅(建物及び住設機器)の省エネルギー

省エネ支援の義務づけ	「省エネ基準実績(EESOPs)」制度により、電力・ガス会社に対し、主に低所得者層を対象として、省エネ支援を行うことを義務付け
ビル・住宅の省エネ規制	「建物規制」における省エネ基準の強化(検討中) 具体的には、断熱や照明、空調、エネルギー測定、修繕・管理情報の提供等。
貧困者に対する助成	「新・住宅省エネスキーム(New HEES)」により、政府が貧困者の住宅について断熱・暖房の改修を行う。イングランドにおいて2000～2004年で6.13億ポンドの予算(80万戸を想定)
付加価値税の軽減	省エネ認定機器の購入・改修等について付加価値税を軽減(17.5% 5%)する(2000年4月より) 対象機器は、断熱材、温水・セントラルヒーティングシステム、ソーラーパネル等。
省エネ住宅の整備	「1995年地域省エネ法(HECA)」により、地方自治体に地域で省エネを行うことを義務づけ。これを支援するため自治体が行う省エネ住宅の整備に対して「省エネ基金」から助成(現在5年目。助成総額は1800万ポンド)
省エネ性能の表示	英国内でボイラー、ヒーターの評価制度を導入済み 住宅の省エネ性能の表示(住宅ローン申し込み時に省エネに関して情報提供する法案が提出されたが廃案。他の方法で同じ目的と目指す)
普及啓発	「住宅の省エネルギーのための協力(EEP)」により、企業や各種団体が協力して、住宅における省エネのための活動を行っていく

### 家電の省エネルギー

省エネ基準の義務化	省エネ基準の義務化。冷蔵庫と冷凍庫について1999年から実施済み。
省エネ性能の表示	EUエネルギーラベルとして白物家電で導入済み。今後、範囲を拡大予定(2001年4月からは照明器具が追加)

### その他

既存地域暖房の効率化のため、改修投資負担を軽減できるリース方式の活用を促進。リース方式による改修や整備に対して、税制優遇措置を適用。

## 1-2. フランス

### 建物の省エネ化

規制の強化	新築建築物に対する断熱規制の強化
	断熱のための設備の技術の規格化、規制
	商用ビルに対する販売時または賃貸時における検査の実施

### 再生可能エネルギーの活用

木材エネルギー、太陽光熱利用、地熱利用の活用促進
地域熱供給(地域熱利用の活用、木材エネルギーの活用等)

## 1-3. ドイツ

### ビル・住宅(建物及び住設機器)の省エネルギー

環境税の課税	電力、ガス、灯油の使用に対する課税(1999年4月より)
ビル・住宅の省エネ規制	「省エネルギー指令(EnEV)」による、新築建築の省エネ基準の強化(予定)、消費エネルギーを、従来の基準に比べ、約30%削減する。
改修に対する助成	既存建築の省エネ性能の改善のために、改修費用に対して低利融資。「既存建築における気候保全プログラム」により、政府が再建金融公社に対し、2001年から3年間で12億DMの貸付資金を用意(これまでの5倍)、2004年以降の継続も検討。

### その他

家庭及び業務用電気電子機器の消費電力(特に待機電力)削減に関する業界の自主的行動
家庭及び業務用電気電子機器のエネルギー使用量の表示に関する規制強化
小型コージェネレーション、燃料電池、地域熱供給システムへの接続、測定・制御技術、省エネルギー型家庭用機器・通信技術・娯楽用電気機器などの最新技術の普及促進
「家庭における気候保全」キャンペーンにより啓発

## 1-4. オランダ

### ビル・住宅(建物及び住設機器)の省エネルギー

省エネ対策の勧告	ビル・住宅に対して「エネルギー効率改善勧告」の実施(最初は自主的に導入するが、将来的には規制化の可能性あり)
省エネ対策への助成	「エネルギー効率改善勧告」に従う対策への財政支援
省エネ基準の強化	新築のビル・住宅について、省エネ基準の強化(検討中)

### 家電の省エネルギー

家電の省エネ性能の表示	EUエネルギーラベル制度を導入済み
環境税の課税	灯油、天然ガス、電力等を対象

### 1-5. デンマーク

### ビル・住宅(建物及び住設機器)の省エネルギー

環境税(CO <sub>2</sub> 税)の課税	ガソリン以外の化石燃料、電力に対する課税(1992年より)
燃料転換への助成	暖房燃料について、電力から、地域暖房、太陽熱暖房、ヒートポンプ、効率ガスボイラー、地域暖房等への転換に対し、「電力節減基金(1997年設立)」補助金を支出
省エネ支援の義務づけ	電力・暖房会社に対し、需要家へ省エネ支援を行うことを義務付け(検討中)
建築断熱基準の強化	2005年に、建築規制において断熱基準を強化
新たな省エネ規制	省エネに関する新しい法律を2000年2月に国会に提出済み

### 家電の省エネルギー

家電の省エネ性能の表示	EUエネルギーラベル制度を導入済み。テレビ、ビデオ、オフィス機器について大気消費電力に関する自主的ラベル制度も導入済み
省エネ家電の開発支援	省エネ家電の開発、マーケティング、普及促進に対し、「電力節減基金(1997年設立)」から支援

## 2. 諸外国の農業部門・廃棄物部門における主な推進メカニズム

### 2-1. 英国

#### 埋立処分場の廃棄物抑制

一般廃棄物の処分に伴う埋立処分場からのメタン排出抑制のため、埋立処分税を増税(99年から£10/t、2000年から5年間、£1/tづつ上昇)埋立処分量を2010年までに排出量の75%に削減することを義務化。自治体による埋立許可証取引の導入を検討。

### 2-2. フランス

#### 家畜・土壌の管理からの排出削減

メタンの発生を削減のための、集約的な畜産による反すうの管理  
窒素肥料の拡散の管理および課税による、土地からのN<sub>2</sub>Oの発生を削減

#### 廃棄物

有機物のリサイクルの開発

### 2-3. オランダ

#### 温室園芸からの排出削減

協定の締結	1997年に環境協定を締結済み(生産量当たりのエネルギー消費量を、2010年までに1980年比で65%削減する)
法律による指令	総合環境法の一般指令で、最善技術の採用を要求
環境ラベルの設定	省エネ性能の高い温室に対して、「グリーン温室ラベル」を設定する。またこのラベルの基準の強化を検討する。
設備投資への助成	「グリーン温室ラベル」の設備投資に対し、自由償却等を認める
排熱利用への助成	温室における排熱利用に対し、財政支援を行う
CO <sub>2</sub> 貯蔵プロジェクトへの助成	産業から排出されるCO <sub>2</sub> を地下貯蔵し、季節間利用する民間主導プロジェクトに対して財政支援を行う

#### 排ガス処理触媒からのN<sub>2</sub>Oの削減

研究開発	排ガス処理触媒からのN <sub>2</sub> Oの削減技術の研究開発の実施
排出規制	E Uレベルでの規制化の検討(2006年を目標)

その他・予備政策パッケージ

埋立処分場からのメタン漏洩防止(2002年に具体策を決定)
化学業界における N <sub>2</sub> O 排出の削減(N <sub>2</sub> O 分解触媒の開発状況に依存)

2-4. デンマーク

家畜・土壌の管理からの排出削減

一酸化二窒素排出削減のための肥料対策の義務づけ	「水生環境に関する行動計画 II」において、窒素(肥料等)の土地への散布量の削減義務(1998年8月より10%減) 家畜ふん尿の施用効率の向上義務(例:豚ふん尿の利用率を2002年までに70%) 家畜ふん尿の単位面積当たりの施用量制限
-------------------------	---

埋立処分・容器包装の管理

埋立処分量の削減	自治体に対する可燃性廃棄物の埋立禁止(1997年より) 廃棄物処分に対する賦課金。埋立処分が最も高率課金で、焼却にも賦課。リサイクルは賦課免除。収入で廃棄物削減やリサイクルのための取組に資金支援。
廃棄物発生量の抑制	包装・容器に対し、重量ベースで賦課金

その他

バイオガスの利用目標の設定	バイオガスについて、2030年までに1989年の8倍利用することを目標。うち、80%は農畜産業で達成する。
植林に対する助成	2003年まで年間3000haの植林を行う。1989年に国会では、今後80~100年間で国内の森林面積を倍増する法律を制定。